

地域の森づくり活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、将来にわたり山梨の森林を守り育てるため、NPO等民間団体（以下「団体等」という。）が、森林の中で様々な森林整備活動を行う場合、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体等は、山梨県内に事務所を有する地域住民やボランティア、NPO等の営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無は問わない。

(補助金の交付対象等)

第3条 この補助金の対象となる事業、補助対象経費、補助率及び交付上限額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体調書（様式第4号）
- (4) 実施箇所に関する資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定を行い、交付決定通知（様式第5号）を団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする団体等は、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出することとする。

3 知事は、前項の請求があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の一部について概算払いをするものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更(別表1に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止又は廃止承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(財産の処分の制限)

第8条 団体等は、取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(第3項において「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し、又は担保(第3項において「処分」という。)に供してはならない。

- 2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする団体等は、事業実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
 - (2) 収支決算書(様式第12号)
 - (3) 実施箇所に関する資料
 - (4) 実施状況写真(5枚程度)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定及び返還)

第10条 知事は、前条に定める実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、様式第13号により、団体等に通知するものとする。

2 知事は、団体等が不正若しくは虚偽の申請をし、これによって補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

(書類の提出)

第11条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

<別表1> (第3条関係)

補助対象事業	<p>団体等が実施する対象箇所は、次のとおりとする。</p> <p>森林所有者との協定を締結した県内の民有林</p> <p>※協定内容は、土地の立ち入り、森づくり活動の許可、事業実施から10年間の皆伐禁止の承諾等</p>
補助率	1 / 2 以内
交付上限額	別表2で示す条件を踏まえた上で、1件あたり250,000円を補助の限度とする。
補助対象経費	<p>①補助対象経費は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽、下刈、除伐、間伐等の森づくり活動を実施するための諸経費。 ・その他、団体等が森づくり活動に要する経費。 <p>②各経費中の項目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費、資材費、謝金、事務費、委託費。 ・その他、この事業の趣旨に沿ったもので知事が必要と認める経費。
軽微な変更	<p>①補助対象経費の各科目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合。</p> <p>②補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

<別表2> (第3条関係)

	科目	内容	備考
対象経費及び上限額	交通費	人員輸送車借り上げ料、傷害保険料等	
	資材費	苗木代、器具、看板表示板などの購入費等	器具は、1つ当たり3千円以内。かつ、事業費の30%以内。
	謝金	事業実施に伴う指導者への謝礼等	
	事務費	募集費、郵送料、消耗品等	
	委託費	専門技術を有する者に委託する、地拵、歩道設置等	委託費の割合は、事業費の50%以内。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧費は対象外。 ・ボランティアが実施する労賃は含まない。 	